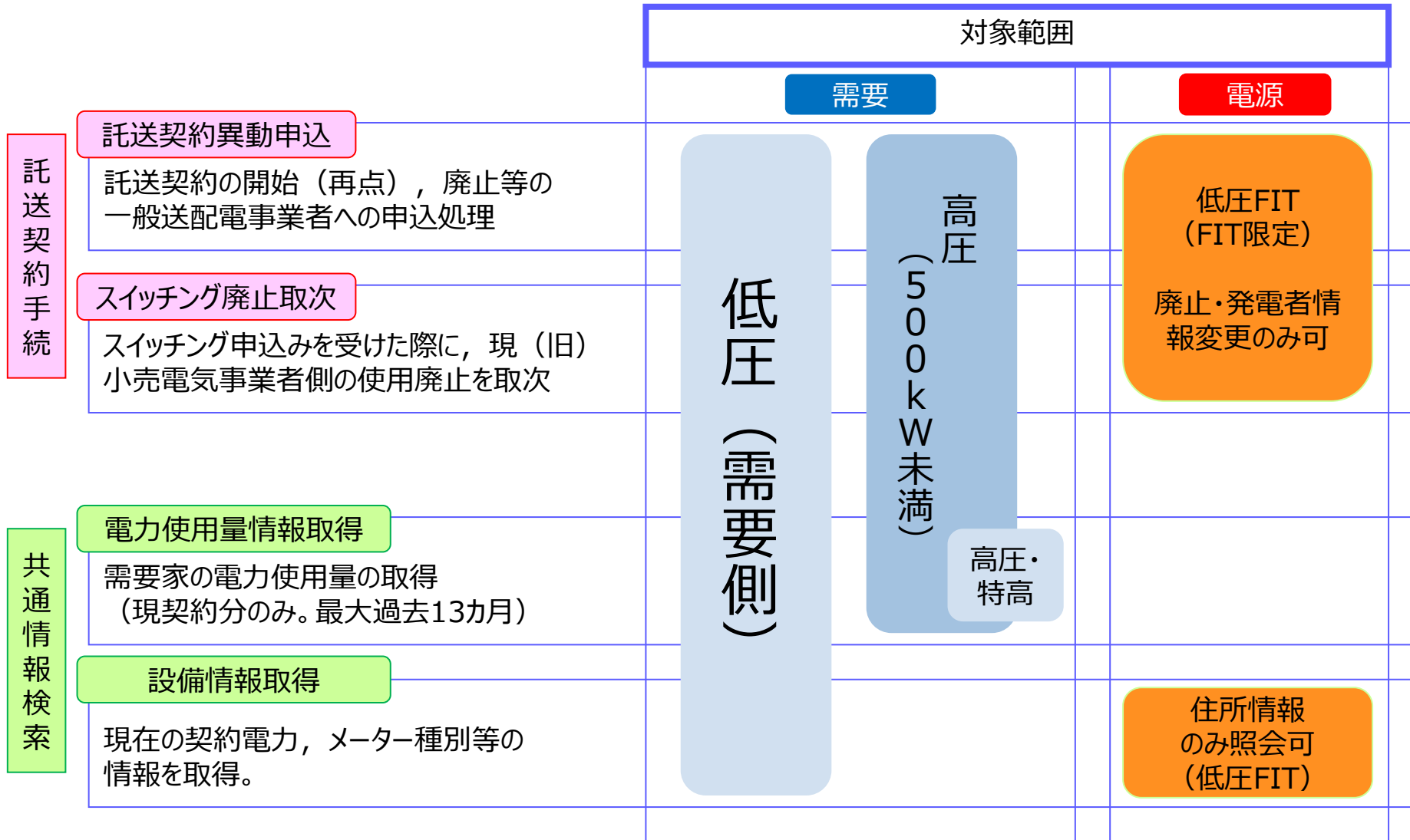


託送供給等申込みの概要について

平成29年3月
沖縄電力株式会社

- 新規参入事業者様は、接続供給契約、あるいは発電量調整供給契約の申込み・契約締結が必要となります。
- 接続供給契約、発電量調整供給契約の締結に際しては、別途、事業者登録や、電力広域的運営推進機関への加入などが必要となりますので、各事業者様において必要なお手続きをお済ませ下さい。

2. スwitching支援システムの主な機能 (1/2)



- ※需要側高圧500kW未満の接続送電サービスにおいて、以下に該当する契約を含む場合はスイッチング支援システムでの申込みはできません。
- **自己等への電気の供給の用に供するための接続送電サービス**
自己等への電気の供給の用に供するための接続送電サービスについては、一般送配電事業者にて密接関係性等の確認が必要となることからスイッチング支援システムでの申込みはできません。
 - **臨時接続送電サービス**
契約使用期間が1年未満の場合において適用される臨時接続送電サービスのうち、高圧以上のものについては、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と一般送配電事業者との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定める必要があることから、スイッチング支援システムで申し込むことはできません。
 - **予備送電サービス**
供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用される予備送電サービスについては、予備送電サービス契約電力を契約者と一般送配電事業者との協議により定める場合があることから、スイッチング支援システムで申し込むことはできません。
 - **部分供給**
複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引込を通じて一体として供給される形態を指す部分供給については、契約者と一般送配電事業者との協議が必要となることから、スイッチング支援システムで申し込むことはできません。
 - **自家発補給を含む契約**
自家発補給を含む契約については、需要者、契約者および一般送配電事業者の三者間の協議が必要となる場合があることから、スイッチング支援システムで申し込むことはできません。
 - **その他**
新設、契約電力・受電設備容量・負荷設備容量・発電設備容量・供給地点（財産責任分界点）が変更となる場合、協議が必要となることからスイッチング支援システムで申し込むことはできません。

3. 申込種別・申込方法：①低圧需要

申込種別	申込内容	申込方法
新設	電気の供給にあたって新たに当社供給設備を施設する場合	当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
契約変更	契約電力や契約メニューを変更する場合および変更にともない当社供給設備の工事が必要となる場合	
設備変更	契約変更によらず当社供給設備の工事が必要となる場合	
スイッチング	供給する小売電気事業者さまが変更になる場合	「スイッチング支援システム」より申込みください。
再点	現在廃止中の需要場所について、電気の使用を開始する場合	
廃止	現在使用中の需要場所について、電気の使用を停止する場合（原則、供給設備は残置します）	
撤去	建物の解体等にともない、当社供給設備の取外しが必要な場合	
需要者情報変更	供給中の需要場所にかかわる需要者の情報を変更する場合	

3. 申込種別・申込方法：② 高压需要

申込種別	申込内容	申込方法
新設	電気の供給にあたって新たに当社供給設備を施設する場合	当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
契約変更	契約電力や契約メニューを変更する場合 および変更にもなう当社供給設備の工事が必要となる場合	
設備変更	契約変更によらず当社供給設備の工事が必要となる場合	
スイッチング	供給する小売電気事業者さまが変更になる場合	「スイッチング支援システム」よりお申込みください。 ※ 500kW未満 の一部対象外の場合 (P3参照) および、 500kW以上の協議契約 の場合は当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
撤去	建物の解体等にもない、当社供給設備の取外しが必要な場合	
需要者情報変更	供給中の需要場所にかかわる需要者の情報を変更する場合	

3. 申込種別・申込方法：③低圧電源

申込種別	申込内容	申込方法
新設	お客さまが設置される発電設備を系統連系するにあたって新たに当社設備を施設する場合	当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
設備変更	契約変更によらず当社設備の工事が必要となる場合	
スイッチング	受電する小売電気事業者さまが変更になる場合	
再点	現在廃止中の発電場所について、系統連系を開始する場合	
廃止	現在使用中の発電場所について、系統連系を停止する場合（原則、当社設備は残置します）	「スイッチング支援システム」より申込みください。 ※FIT電源以外の電源については、当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
撤去	建物の解体等にともない、当社設備の取外しが必要な場合	
発電者情報変更	連系中の発電場所にかかわる発電者の情報を変更する場合	

3. 申込種別・申込方法：④ 高圧電源

申込種別	申込内容	申込方法
新設	お客さまが設置される発電設備を系統連系するにあたって新たに当社設備を施設する場合	当社所定様式にご記入の上、お申込みください。 (P8～10参照)
契約変更	同時最大受電電力や契約電力を変更する場合	
設備変更	契約変更によらず当社設備の工事が必要となる場合	
スイッチング	受電する小売電気事業者さまが変更になる場合	
撤去	建物の解体等にともない、当社設備の取外しが必要な場合	
発電者情報変更	連系中の発電場所にかかわる発電者の情報を変更する場合	

4. スwitching支援システム対象外の申込み方法：全般の内容 8

- スwitching支援システム対象外の申込みは、以下のとおり行っていただきます。

需要者・発電者
(電気工事店)



小売電気事業者



ネットワークサービスセンター
(P12参照)

託送申込みに必要な情報を聴取ください。

当社、所定様式にご記入の上、お申込みください。

- ・申込内容に不備がある場合は、理由を明記した上で返却いたします。内容をご確認の上、再申込をお願いいたします。
- ・原則、小売電気事業者さまからお申込みいただきますようお願いいたします。小売電気事業者さまは、需要者・発電者さま、電気工事店さまから託送申込に必要な情報を聴取のうえ、お申込み下さい。
- ・電気工事店さまからお申込みがあった場合は、小売電気事業者さまに当該申込内容の確認をさせていただくことがあります。

4. スイッチング支援システム対象外の申込み方法：標準的な手続きの流れ（供給地点）

- 標準的な手続きの流れ（供給地点）は以下のとおりです。

事前協議
(必要に応じて)

システム対象外の契約については、小売電気事業者、ネットワークサービスセンターおよび他供給者等との協議が必要であるため、事前に協議・調整をお願いすることがあります。

接続供給のお申込み

所定の様式に必要事項をご記入の上、ネットワークサービスセンターへご提出をお願いいたします。

協議の実施

契約電力等について小売電気事業者、ネットワークサービスセンターおよび必要に応じて他供給者等と協議を行います。

供給承諾、
協定書等の締結

接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。（供給承諾書を発行します。）（なお、必要に応じて、契約内容に関する協定書等を締結いたします。）

接続供給開始

接続供給開始日より接続供給を開始いたします。（供給地点明細表に当該需要者の情報を反映させます。）

※より詳細な流れ、申込様式等につきましては、お問い合わせ下さい（P12参照）。

4. スイッチング支援システム対象外の申込み方法：標準的な手続きの流れ（受電地点）

10

- 標準的な手続きの流れ（受電地点）は以下のとおりです。

事前協議
(必要に応じて)

システム対象外の契約については、事前に協議・調整をお願いすることがあります。

発電量調整供給契約のお申込み

所定の様式に必要事項をご記入の上、ネットワークサービスセンターへご提出をお願いいたします。

協議の実施

必要に応じて供給開始日（スイッチング日）等について協議を行います。

供給承諾

発電量調整供給契約は、申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。（供給承諾書を発行します。）

発電量調整供給開始

発電量調整供給開始日より供給を開始いたします。（受電地点明細表に当該発電者の情報を反映させます。）

※より詳細な流れ、申込様式等につきましては、お問い合わせ下さい（P12参照）。

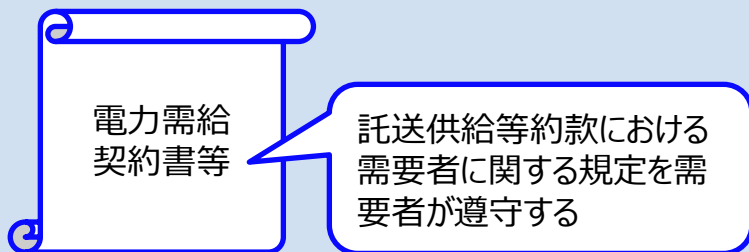
5. 承諾書の提出省略について

- 承諾書とは
契約の要件として、「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守させること」および「需要者が託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約申込み時に、承諾書を提出する必要があります。

(発電者に係る承諾書の場合、需要者を発電者、契約者を発電契約者と読み替えます)

- 承諾書の提出省略について
上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略することができるルールを設けました。また、スイッチング支援システムを使うには、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

① 契約者と需要者間の需給契約書等で担保されていること



② 契約申込み時に、接続供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること



③ 電力需給契約書等の写しの提出 (一般送配電が提示を求めた場合のみ)



などについて、予め同意いただくことが省略の条件となります。詳細については、別紙の「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」をご確認願います。

沖縄電力株式会社 送配電本部 電力流通部 ネットワークサービスセンター

住 所	〒901-2602 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 本店構内 別館3階
T E L	098-877-3225（直通）
F A X	098-879-5979
受付時間	平日（月～金）午前8時30分～午後5時